

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

3月1日発行
Vol.297

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

2/25 (土)

浪江町HP「つながろう なみえ」から

請戸漁港に漁船が帰ってきました

2月25日(土)、請戸漁港に6年ぶりに相双漁業組合請戸地区の26隻全ての漁船が集結しました。

代表の高野一郎さんは「かつてのようににぎやかな漁港を取り戻したい」と力強く語ってくれました。

これから少しずつ前へと進んでいく背中を押すように、真新しい大漁旗が青空で大きくはためいていました。



●浪江町HP「つながろう なみえ」から

- ・請戸港に漁船が帰ってきました
----- 1

●南相馬市HP「フォトレポ」から

- ・大木戸住宅団地の分譲受付開始しました----- 2

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 11
- 双葉町 ----- 17
- 富岡町 ----- 20

●全国健康保険協会（協会けんぽ）

- ・東日本大震災に係る平成29年3月1日以降の対応--- 21

●NEXCO東日本

- ・高速道路の無料措置4月以降の取り扱いについて--- 22

●交流ルームひばり通信

- ・東日本大震災六周年追悼式典--- 23
- ・3月の「ひばり」 ----- 24

3/1 水

大木戸住宅団地の分譲受付開始しました



被災者の住宅再建の支援と、若い世代の定住・移住を後押しするため、市が原町区大木戸地区に整備を進めている住宅用地「大木戸住宅団地」の分譲受付を3月1日に開始しました。



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)

今週の番組 (60分) ※パソコン視聴

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. 市長メッセージ
南相馬市東日本大震災追悼式に寄せて [10分]
3. 市長定例会 3月記者会見 [25分]
4. 平成29年 第3期南相馬みらい創造塾(第9回)
原ノ町駅現地調査 [15分]
5. 南相馬見聞録 相馬小高神社 [5分]
6. リクエストアワーのお知らせ [3分]

番組内容[3/1~3/8]

今週は、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故から6年、この間を振り返り、これからの南相馬市について、お話を頂いた市長メッセージ「南相馬市東日本大震災追悼式に寄せて」などをお届けします。



みつひこくん



南相馬市からのお知らせ

南相馬市民の避難状況 ※南相馬市外に避難している人数

【都道府県別】

平成29年2月23日現在

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	3,510	群馬県	110	兵庫県	18	広島県	5	宮崎県	1
宮城県	1,290	北海道	52	愛知県	17	大分県	5	和歌山県	-
東京都	470	長野県	50	京都府	16	富山県	3	鳥取県	-
茨城県	470	山梨県	49	福井県	12	佐賀県	3	徳島県	-
新潟県	457	秋田県	42	沖縄県	12	三重県	2	高知県	-
山形県	443	岩手県	36	滋賀県	9	山口県	2	熊本県	-
埼玉県	440	静岡県	32	岐阜県	8	香川県	2	鹿児島県	-
栃木県	321	石川県	28	岡山県	8	愛媛県	2	海外	10
千葉県	269	大阪府	23	福岡県	8	奈良県	1	合計	8,526
神奈川県	263	青森県	18	長崎県	8	島根県	1	(2/16 8,575)	

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	888	本宮市	31	大玉村	9	磐梯町	4	合計	3,510
相馬市	834	喜多方市	28	棚倉町	9	泉崎村	4		
いわき市	525	会津坂下町	22	田村市	8	檜葉町	3		
郡山市	420	鏡石町	15	南会津町	7	天栄村	2		
会津若松市	163	桑折町	14	金山町	7	鮫川村	2		
新地町	145	猪苗代町	14	会津美里町	6	浅川町	2		
二本松市	82	西郷村	14	矢吹町	6	小野町	2		
須賀川市	76	川俣町	13	古殿町	5	国見町	1		
伊達市	70	西会津町	11	北塩原村	5	矢祭町	1		
白河市	47	三春町	10	広野町	4	塙町	1		

平成23年3月11日現在の人口 71,561人

市内居住者	自宅居住	35,075人
	市内の知人宅や借上げ住宅等	3,052人
	市内の仮設住宅	2,029人
	市内転居	6,832人
計		46,988人
市外避難者	市外の知人宅や借上げ住宅等	8,526人
	(うち福島県外)	(5,016人)
	計	8,526人
その他	死亡(震災以外の死亡含む)	5,375人
	転出	10,661人
	所在不明	11人
	計	16,047人

	平成23年 3月11日現在の 人口	平成29年 2月23日現在の 居住者数
小高区	12,842人	1,198人
鹿島区	11,603人	12,205人
原町区	47,116人	43,144人
計	71,561人	56,547人

(他市町村からの避難者 2,772人)

※平成23年3月11日以降の転入者および他市町村からの避難者を含むため、避難の状況の市内居住者数と合計の数が異なります。

東日本大震災 第6回追悼式によせて

南相馬市データ放送2月27日掲載

本年3月11日で震災から丸6年を迎えます。

市民の皆さんはあの震災の日が鮮明に記憶にあることと思います。

3月11日は公立中学校の卒業式でした。卒業式で前途洋々たる卒業生に将来に対して「希望を持って進んでほしい」という旨のお祝いのお言葉をいたしました。

それから3時間余りして、激震が走り、マグニチュード9.0、震度6弱経験したことのない大地震が起きました。

間もなくとてつもない大津波がやって来ました。卒業生をはじめとして多くの市民があの大津波の犠牲となりました。

3月12日、あの津波で福島第一原子力発電所が爆発事故を起こし、20キロ避難指示が出されました。20キロ圏内の皆さんは、避難を余儀なくされ、この間、避難先も示されずに避難地域を転々としながら、家族と別れ別れになり、地域がバラバラにされてきました。

30キロ線引きをされました。

屋内退避措置の中で南相馬市には物資も入らない時期がありました。地域の将来が見えないような、暗黒の中に押し込められてしまいそうな瞬間の連続でした。

市民の努力もあってひとつひとつ克服をし、緊急時避難準備区域が9月30日に解除されました。この間、市では単独で学校、公共施設の除染を行いました。除染はまだ完全に済んでおりません。しかしながら市民の皆さんの理解を頂きまして、仮置き場が全て設置されました。

24年には警戒区域を解除する中で、20キロ圏内の復旧に取り組みました。市民の皆さんからはお叱りの連続でした。

しかしながらあの警戒区域解除に伴う復旧作業のお陰で、小高区をはじめとする20キロ圏内は草だらけの中から、少しずつ綺麗な姿を取り戻して参りました。

平成28年7月12日、今まで避難指示の中にあった20キロ圏内、そして小高区の皆さんにとって、帰還困難区域を除く区域が解除されたことは大きな希望でもあり、これから本格的な復興に向けてのスタートとなりました。

次ページへ続きます 

JR常磐線が小高駅まで乗り入れをし、ようやく小高の復興が始まりました。本年4月には小・中学校に加え、小高工業・小高商業高等学校が統合し、小高産業技術高校として新しく設立されます。

小高の皆さんにとっては、まだまだ大変な時期の連続でありますけれども、解除してから850人程度だった住民が今1,500人近くにのぼり、日中の小高区20キロ圏内での生活者は2,000人を超えてまいりました。このように大きく変化をしたのも、市民の皆さんの努力以外にありません。

3月11日の追悼式にあたり、あの苦しみから南相馬市を希望と安心の地に変えるように市民のみなさんと一緒に努力して参りましょう。

まだまだ過酷な瞬間を乗り越えた訳ではありません。

しかしながら、夢が見えつつある南相馬市に変わる瞬間になるのではないかと思います。震災で原発事故で苦しまれたあの瞬間を克服し新しい命を育て、新しい人を向かえられるような南相馬市にして参りましょう。

これからも皆さんと力を合わせ、この地域が住んで良かったと、ここに住みたいと思えるような街づくりを進めて参ります。

皆さん健康に留意をされ、そして飛躍して参りましょう。

これからもご指導・ご鞭撻を宜しくお願い申し上げますと共に、皆さんの健康をお祈り申し上げます。ありがとうございました。

南相馬市長 桜井勝延

国民健康保険の一部負担金の免除期間について

2月24日HP更新

一部負担金の免除期間については、下記のとおりです。
医療機関を利用するときには忘れずに提示してください。

対象者	有効期限
(1)旧警戒区域の方	<p>平成29年9月30日まで</p> <p><平成28年度中に避難指示が解除された区域> 平成29年10月1日から平成30年2月28日まで延長 ただし、平成28年中の所得【※】において上位所得層の世帯（同じ世帯の国保加入者全員の所得の合計が600万円を超える世帯）と判定された世帯は、免除対象外となります。</p> <p><平成28年度までに避難指示が解除されていない区域> 平成29年10月1日から平成30年2月28日まで延長</p>
(2)旧緊急時避難準備区域の方 (3)旧特定避難勧奨地点の方	<p>平成29年7月31日まで</p> <p>○平成27年中の所得【※】において上位所得層の世帯（同じ世帯の国保加入者全員の所得の合計が600万円を超える世帯）は、免除対象外となっています。</p> <p>○平成29年8月1日から平成30年2月28日までの免除については、平成28年中の所得【※】において上位所得層と判定された世帯は、免除対象外となります。</p>
(4)避難指示等対象地域以外の方、および (2)または(3)の上位所得層で免除対象外となった方で、震災により被災された方（震災による住宅の全半壊など）	<p>平成30年3月31日まで</p>

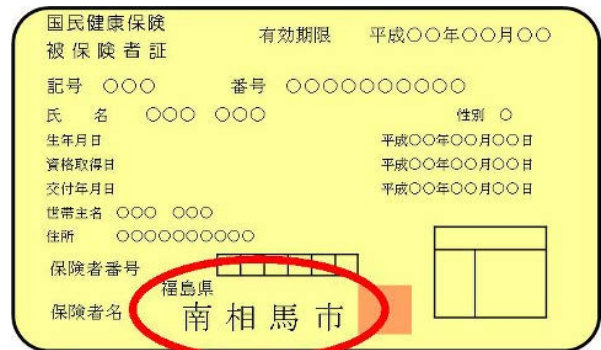
所得【※】：国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等

- ※ 世帯内の国民健康保険加入者の増加や世帯主の変更、所得の変更によって、一部負担金等の免除措置の対象から外れる場合があります。
- ※ 旧緊急時避難準備区域・旧特定避難勧奨地点の方で、税の申告が済んでいないなどの理由で、国民健康保険加入世帯員の中に所得の確認ができない方がいる場合は、一部負担金等免除証明書を交付することができません。税の申告が済んでいない方は、申告してください。

■お手元の保険証をご確認ください

上記の一部負担金免除期間延長となるのは、南相馬市の国民健康保険に加入している方のみです。

職場の健康保険証を使っている方は、職場の保険担当者の方か、保険証に記載されている健康保険組合などにお問い合わせください。



問い合わせ

市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5222

4月1日採用 南相馬市復興支援員を募集します

2月28日HP更新

業務内容	観光事業による地域おこし活動 ・観光PRイベントの企画運営 ・南相馬観光協会HPの更新 ・観光物産品等の開発および販売促進 ・新たな観光事業の企画開発
就業時間	午前8時30分～午後5時15分
賃金	月給200,000円
手当	通勤手当上限5,000円(月額)、住居手当上限27,500円(月額)
採用予定人数	2人
応募資格	・普通自動車一種免許(AT可) ・パソコン操作(エクセル・ワード・インターネット)が可能な方
勤務先	(一社)南相馬観光協会(南相馬市原町区本町2-52)
業務内容問い合わせ先	観光交流課 0244-24-5263

雇用期間

4月1日～平成30年3月31日

ただし、勤務実績等に応じ1年ごとに雇用更新する場合があります。

週休日

週休二日制

加入保険

健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険

応募条件

- 各職種に応じた資格免許
- 普通自動車運転免許

応募方法

履歴書に記入の上、下記まで提出してください。(郵送可)

後日、面接試験の日程をお知らせします。

※資格免許を有する方は、コピーを同封してください。

提出期限

3月17日(金)必着

【書類提出・問い合わせ先】

南相馬市役所 経済部観光交流課

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地

TEL 0244-24-5263

災害公営住宅 空き住戸募集のお知らせ

3月1日HP更新

市で整備した災害公営住宅に、東日本大震災の影響で家屋が全壊および半壊以上の判定を受け解体した方、さらに原子力災害により避難し家屋を解体した方を対象として、空き住戸への入居者を募集します。

募集住宅

《小高区》

番号	住宅名	部屋番号	間取り	築年数	家賃月額	駐車場
1	小高上町団地	7-1号室	3DK	1年	20,900円～55,300円	1,000円/月
2	万ヶ畑団地	30-2号室	3DK	1年	19,400円～51,400円	1,000円/月

《鹿島区》 ※西町団地1号棟202号室は、2・3階のメゾネットタイプでの利用となります。

番号	住宅名	部屋番号	間取り	築年数	家賃月額	駐車場
3	西町団地	1号棟202号室	4DK	2年	23,100円～61,200円	1,000円/月

※ 家賃については東日本大震災特別家賃低減事業により減額される場合があります。

申込資格

震災時点(平成23年3月11日)で南相馬市内に住所を有し、次のいずれかを満たす方

- (1) 東日本大震災で住宅が全壊した方または住宅が半壊以上で家屋を解体もしくは解体が確実な方
- (2) 福島第一原子力発電所事故によって避難指示を受けた方で、家屋を解体もしくは解体が確実な方

※ ただし、以下の条件に当てはまる場合は申し込みできません。

- 税または公営住宅の家賃の滞納がある。
- 世帯員に「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」で規定する暴力団員がいる。

応募多数の場合は公開抽選会で入居決定しますが、申込資格(1)の方を優先します。

入居日

4月1日(土)

申込期限

3月14日(火) ※郵送の場合は当日必着

申込方法

- 市役所各申込窓口へ、「災害公営住宅入居申込書」を提出してください。
- 申込書は、市役所各申込窓口で配布しています。また、市役所ホームページからもダウンロードできます。

次ページへ続きます 

添付書類

- 住民票(世帯全員が記載されているもの)
- 所得証明書(入居希望者全員分)
- 納税証明書(入居希望者全員分)※完納証明書でも可
- その他下記の書類
 - ・申込資格(1)の方:全壊の方は災証明書の写し、半壊以上の方は災証明書の写し、家屋の解体証明書または解体申出書の写し
 - ・申込資格(2)の方:家屋の解体証明書か解体申出書の写し

市役所各申込窓口

- ・南相馬市役所 建築住宅課
 - ・小高区役所 産業建設課
 - ・鹿島区役所 産業建設課
- } 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

【郵送先・問い合わせ先】

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市役所 建築住宅課 市営住宅係

TEL 0244-24-5253

【募集】3月分の市営住宅入居者を募集します

3月1日HP更新

市営住宅の入居者を募集します。
入居資格や申し込み方法などについて詳細を確認の上、お申し込みください。
申込者が重複した場合は、抽選会を開催し入居者を決定します。

3月公募期限

3月14日(火) ※土・日曜日、祝日を除く。

今月の抽選会は3月16日(木)です。

入居者を公募する市営住宅

● 優先世帯の住宅

No.	区	住宅名	部屋番号	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
1	原町	北長野団地	4号棟105号室	2DK	19年	16,100~31,700	あり

次ページへ続きます 

● 一般世帯の住宅

No.	区	住宅名	部屋番号	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
2	原町	北町団地	26号室	2K	52年	2,800~5,500	なし
3	原町	仲町団地	2号棟407号室	3K	42年	8,700~16,300	あり
4	原町	日の出町団地	30号室	3K	44年	8,300~12,500	なし
5	鹿島	狐畑団地	209号室	3DK	28年	12,800~25,100	なし
6	鹿島	西沢田団地	177号室	3DK	44年	8,000~13,400	なし
7	小高	紅梅団地	A-1-1号室	3DK	16年	20,500~40,200	あり
8	小高	紅梅団地	A-2-1号室	3DK	16年	20,500~40,200	あり
9	小高	万ヶ迫団地	1-1号室	3DK	12年	17,500~34,400	あり
10	小高	万ヶ迫団地	3-2号室	3DK	12年	17,500~34,400	あり
11	小高	万ヶ迫団地	7-2号室	3DK	10年	17,800~35,100	あり
12	小高	万ヶ迫団地	10-1号室	3DK	10年	17,800~35,100	あり
13	小高	万ヶ迫団地	12-1号室	3DK	9年	18,000~35,400	あり

● 中堅所得者向けの住宅

No.	区	住宅名	部屋番号	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
1	小高	紅梅団地	B-3-2号室	3DK	14年	36,300~49,000	あり

定住促進住宅

市では平成23年4月から定住促進住宅の管理を開始しました。

● 入居者を公募する定住促進住宅

No.	区	住宅名	部屋番号	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
1	鹿島	定住促進住宅	1号棟101号室	3DK	24年	12,300~24,200	あり
2	鹿島	定住促進住宅	1号棟108号室	3DK	24年	12,300~24,200	あり
3	鹿島	定住促進住宅	2号棟503号室	3DK	24年	8,600~16,900	あり

問い合わせ

- ・入居相談や申し込みは、下記の問い合わせ先のどこでもできます。
- ・各住宅の内部などの詳細については、各区の管理担当にお問い合わせください。

問い合わせ

建設部 建築住宅課 市営住宅係 (原町区内市営住宅管理担当)

TEL 0244-24-5253

小高区役所 産業建設課 建設管理係 (小高区内市営住宅管理担当)

TEL 0244-44-6804

鹿島区役所 産業建設課 建設管理係 (鹿島区内市営住宅管理担当)

TEL 0244-46-2116



浪江町からのお知らせ

避難指示解除に関する町民の皆さまへのメッセージ

2月27日HP更新

浪江町民の皆さまへ

本日、私は、「浪江町の一部の避難指示を3月31日に解除する」という国の提案に対し、容認することを皆さまにご報告いたします。

浪江町は、復興計画第一次で「平成29年3月の避難指示解除」を目標として以来、復旧・復興の努力を続けてまいりました。その平成29年がついに到来し、1月18日に国から「避難指示解除準備区域」及び「居住制限区域」について3月31日に避難指示解除するとの提案がありました。その後、10回にわたる住民懇談会を開催し、町民の皆さまのご意見をいただいた上で、2月16日に国から改めて3月31日の解除が提案されました。これまで私は、こうした住民懇談会や準備宿泊者との懇談会をはじめ、様々な場所で町民の皆さまのご意見を頂戴してまいりました。一日も早く帰りたいというお声の一方で、解除されても町で生活できるのか、時期尚早ではないか等、いろいろなご意見がありました。私は、これらのお声をすべて正面から受け止め、冷静に熟慮してまいりました。

そして、そうしたご心配・ご不安を払しょくする努力を、国・県とともに続けることを確認したうえで、浪江町を残すためには、今この時期に避難指示を解除することが必要だとの判断にいたったものであります。

この6年間、私たち浪江町民が味わなければならなかった塗炭の苦しみを振り返ると、悲しみ、悔しさ、無念の思いがあふれ、言葉にすることもできません。耐えがたき避難生活を忍んでこられた町民の皆さまのご苦勞を思うと、心が痛みます。

ただ、その苦しみの中でも、私たち町民誰もが強く願ってきたことは、ふるさとを荒れたままにしておいてはいけない、浪江をなくしてはいけない、先人が営々と築いてきた豊かなふるさと浪江を、ぜひとも次世代へ引き継がなければならない、という願いであり、私は、その強い思いをひしひしと感じておりました。

今般開催した住民懇談会出席者のアンケートでは、30.3%の方がすぐに、あるいはいづれ戻りたい、さらに21.3%の方が避難先と浪江町の二重の生活を考えているとお答えになりました。つまり、半数以上の方は、何らかの形で浪江町に足を運び続ける意思をお持ちだということです。これは、「ふるさと浪江をなくしてはならない」という皆さまの声であると、私は受け止めました。

次ページへ続きます 

壊れたものを直す「復旧」の作業については、おかげさまで大方のめどがつかしました。最低限の生活インフラもなんとか整備できつつあります。これからが本当の「町の復興」です。残念ながら、百パーセント元通りの町に戻すには、相当の時間が要すると思います。しかし、浪江の歴史・伝統・文化を大切にしつつ、新しい発想で産業を呼び込み、新たな町を創建していく、その覚悟で復興まちづくりに取り組めば、必ずや震災前よりもすばらしい浪江を甦らせることができると、私は信じております。

そのためにはまず、最低限のものがそろったこの段階で、帰れる人から町へ帰り、先駆者となって、官民協働で道を切り拓いていかなければなりません。この4月からは、私自身を含めて大半の町職員が本庁舎に戻り、町民の皆さまの生活ニーズを現場で把握し、即対応できる体制を整えて、皆さまとともに道なき道を歩いていく所存であります。

今回、町の一部の避難指示解除を受け入れる判断に至った背景として、町民の皆さまを中心メンバーとする「フォローアップ会議」からのご報告があります。平成28年3月に「避難指示解除に関する有識者委員会」から、避難指示解除までに達成すべき項目として、除染の徹底やインフラ整備を中心とする16項目が示されましたが、その後、この「フォローアップ会議」において、これら16項目はおおむね達成しているとの報告をいただきました。

そこに含まれている、国や県の復興に関するサポートの除染はもちろんインフラや生活環境の整備などは、これまでも国・県と折衝し、財政面でも実施体制面でも支援を得て、実現させてきました。しかし、真の復興に向けては、まだまだこれから取り組むべき課題も残されており、国・県など関係機関の支援継続が欠かせません。

そこで町は、これまでの幾多の要望活動の集大成ともいえる、「避難指示解除に向けた必要施策に関する要望書」を、1月12日、原子力災害対策本部長あてに提出いたしました。そして2月11日、この要望に対する回答が、原子力災害現地対策本部長から示され、今後の浪江町の復興に国・県として最大限支援することを約束した「浪江町の復興に向けたフォローアップの枠組み」が提示されました。

また、議員の皆さまから複数回にわたってお寄せいただいた、町の再生に向けたご意見についても、国や県に対して対応を要請したものであります。たとえば、今の浪江町の放射線量の状況では不安であり、追加被曝線量1ミリシーベルトを達成すべきではないか、という住民に寄り添ったご意見を度々いただきました。私は国に対し、1ミリシーベルト目標の達成まで、線量低減の取り組みを継続することを要請し、国の了解を得ました。また、町として除染検証委員会を継続し、作業のモニタリングを独自に行い、環境省等、国の機関に対し線量低減を強く要請する体制を整えました。

次ページへ続きます 

福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全確保と情報公開の徹底についても、ご意見をいただきました。これについては、作業にあたっての安全確保は当然のこと、定期的な住民との意見交換会開催等、情報の見える化を徹底することを国に要請し、了解をえました。

さらに、国は、イノベーションコースト構想に代表される、新しい産業集積のための施策を打ち出していますが、これらの構想が地元事業者にとって意味のあるものとなるよう、事業者間のマッチングを進めてほしいという、要望もいただきました。地元復興の加速化に不可欠なこの要望についても、国に働きかけ、マッチングイベントの実施に向けて前向きに検討する旨の了解をえました。

国によるこれらの約束が履行されるよう、国、県、町の間で合意文書を取り交わします。もちろん、避難指示が解除されても、戻らないと判断された方また、すぐには帰れないという大勢の方々がいらっしゃいますので、その方々への支援措置も、国が一方向的に打ち切ることのないよう、国と協議する枠組みも設置する予定です。

こうした一連の経緯を受けて、今のタイミングで「まちのこし」のためには、解除時期を先延ばしにすることなく、平成29年3月31日の一部避難指示解除を受け入れる判断にいたしましたものであります。

当然ながら、避難指示の解除はスタートラインに過ぎません。そして、町土の8割を占める帰還困難区域が残っている限り、帰町宣言をするつもりがないことは、これまで申し上げているとおりであります。一足先に復興の歩みを始めた地域が浪江町全体の復興をけん引しながら、帰還困難区域の再生の道筋を早期に描き、町土全体を「ふるさと」として取り戻す日を全力で目指してまいります。

議員の皆さま、町民の皆さまにおかれましては、この判断をなにとぞご理解いただき、「どこに住んでいても浪江町民」として、浪江町創建の歩みを一丸となって進めていくため、引き続きご協力賜りますよう心よりお願い申し上げます。

平成29年2月27日

浪江町長 馬場 有

平成29年度乳がん検診を実施します

3月1日HP更新

近年、日本人女性の14人に1人が乳がんにかかると言われていています。
乳がんは女性が一生のうちで一番かかりやすいがんですが、小さいうちに見つければ治る可能性の高い病気です。

対象者および検査方法

年齢によって検査方法が異なります。

- ① 40歳以上の女性で偶数年齢の方 視触診および乳房X線撮影(マンモグラフィ検査)
- ② 30歳から39歳までの女性 超音波検査

※ ①、②とも検診日に浪江町に住所を有する方が対象となります。

※ 年齢基準日 平成30年3月31日

※ 平成29年1月末現在、避難先住所が福島県内に登録されている対象者の方には、案内を送付しています。

※ **福島県外の医療機関での実施は夏以降を予定しています。**

申し込み方法

案内に同封してあるはがきに必要事項を記入の上、お申し込みください。

なお、申し込み人数が定員を上回った場合、日程変更の相談をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ **県外に避難されている対象者の方で、県内での受診を希望の方はご連絡ください。**

※ 40歳以上の奇数年齢の方で、28年度に受診していない方は受診できますので、ご連絡ください。

申込期限

3月10日(金) 必着

検査料金

無料

検診日程

検診月日	マンモ	超音波	地区	実施場所
4月19日(水)	○	—	福島	笹谷東部仮設住宅 東集会所
4月20日(木)	○	—	会津	河東農村環境改善センター
4月21日(金)	○	—	郡山	南東北総合卸センター
4月26日(水)	○	○	郡山	南東北総合卸センター
5月8日(月)	○	—	いわき	福島県保健衛生協会 いわき地区センター
5月9日(火)	○	—	福島	笹谷東部仮設住宅 東集会所
5月10日(水)	○	○	いわき	福島県保健衛生協会 いわき地区センター

次ページへ続きます 

検診月日	マンモ	超音波	地区	実施場所
5月11日(木)	○	○	福島	笹谷東部仮設住宅 東集会所
5月12日(金)	○	○	南相馬	鹿島区万葉ふれあいセンター
5月15日(月)	○	○	二本松	浪江町役場 二本松事務所
5月16日(火)	○	—	二本松	浪江町役場 二本松事務所
5月17日(水)	○	—	二本松	浪江町役場 二本松事務所
5月25日(木)	○	—	南相馬	鹿島区万葉ふれあいセンター
平成30年 1月～2月	○	—	福島市内の医療機関での施設検診 (他市町村の医療機関では受診できません。)	

※ 上記日程で受診できない方

別日程で、相馬郡、郡山市、いわき市の医療機関での施設検診(超音波検査を除く。)を実施する予定ですので、お問い合わせください。

受付時間

- 午前の部 午前9時～10時(会津のみ 午前9時30分～10時30分)
- 午後の部 午後1時～2時

※ 会津は午前だけの受け付けとなります。

注意事項

以下の方は、集団検診では受診できませんので医療機関にご相談ください。

- ペースメーカー、シャントチューブ、ポートが入っている方
- 豊胸術などで乳房内に人工物が入っている方
- 授乳中の方

※ 乳腺治療中の方や乳房の手術を受けた方は、受診できない場合がありますので、医療機関にご相談ください。

問い合わせ

健康保険課 健康係

TEL 0243-62-0168

井戸・沢水など飲用水の確保について

3月1日HP更新

避難指示解除後、浪江町に帰還し、居住をする方で、震災以前に使っていた井戸水や沢水が枯れてしまい、飲用水にお困りの方を対象に、井戸の掘削をします。

なお、住居が付近の水道管より150m前後離れている方が対象となります。

問い合わせ

ふるさと再生課 上水道係

TEL 0240-34-0234

医療費一部負担金の免除期間延長のお知らせ

2月23日HP更新

国民健康保険および後期高齢者医療保険の医療費一部負担金の免除期間が、**平成29年9月30日まで延長されます。**

新しい免除証明書は2月23日に発送しましたので、3月1日以降に医療機関を受診する場合は保険証といっしょに必ず提示してください。

- 国民健康保険の免除証明書・・・オレンジ色のカード型
- 後期高齢者医療保険(75歳以上)の免除証明書・・・ピンク色のA4型

なお、平成29年10月以降の取り扱いについては、決定次第お知らせします。

【注意事項】

(1) 社会保険などに加入している方は、勤務先か保険証に書かれている保険者にお問い合わせください。

なお、社会保険などに加入している方で、今回免除証明書が届いた方は、国民健康保険脱退手続きをしてください。国民健康保険の保険証と免除証明書は使用できません。使用した場合、かかった医療費(10割)を返還していただくことになります。ご注意ください。

(2) 国民健康保険の保険証は4月1日更新のため、3月下旬に送付します。

問い合わせ

健康保険課 国保年金係

TEL 0243-62-0179

介護サービスの利用者負担の減免期間延長のお知らせ

2月27日HP更新

介護サービスの利用者負担の減免措置が、平成29年3月1日から**平成29年9月30日まで延長されることになりました。**

平成29年3月からは、認定証(保険証と同サイズの用紙です)の提示が必要となりました。認定証は3月中に郵送する予定です。

問い合わせ

介護福祉課 介護係

TEL 0243-62-0172



双葉町からのお知らせ

町長メッセージ

3月1日HP更新

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から3月11日で丸6年の月日が経とうとしています。11日にはいわき市勿来町において「東日本大震災双葉町追悼式」を挙行いたします。震災で亡くなられた方、またふるさとに帰ることができずに無念のまま避難先で亡くなられた方々に対し、心からご冥福をお祈りいたします。

1月19日告示の双葉町長選挙において無投票当選の栄に浴しました。引き続き3月10日から二期目の町政の舵とり役を担いますが、初心を忘れず、気持ちを引き締めながら職員とともに町の復興、再興のための課題解決に取り組んでいく所存でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

昨年12月に「双葉町復興まちづくり計画(第二次)」を策定いたしました。「町の復興」と「町民一人一人の復興」を基本理念とし、町の再興、生活再建、町民のきずな・結びつきを基本目標として計画の実現に向けて鋭意取り組んでまいります。

現在、JR双葉駅西地区の本格除染が実施されています。また来年度からは、平成28年8月に政府から出された帰還困難区域の取り扱いに関する考え方にに基づき、町の本格的な復興に向け、駅西地区をはじめ帰還困難区域内における町内復興拠点を、平成29年度早期には国の認定を受けることができるよう構想や計画を作成し、具体的な事業を推進してまいります。

平成31年度供用開始となる(仮称)双葉インターチェンジの用地取得も地権者の方々のご理解をいただき終了しました。併せて復興シンボル軸となる県道井手長塚線、町道長塚西竹線、町道久保前中浜線、町道羽山前沼ノ沢線の4車線についても福島県と連携しながら改良・拡幅整備を推進いたします。

また、町の復興の足掛かりとなる中野地区に産業の再興に資する企業誘致や廃炉関係の研究施設、人材育成のための研究施設の立地をめざした「産業拠点」の整備を進めてまいります。

このため、2月18日、19日には双葉町中野地区復興産業拠点の都市計画事業実施に係る説明会をいわき市と郡山市で開催いたしました。中野地区復興産業拠点は、その円滑迅速な復興及び再生を図るため、町の都市計画に「中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設」として位置づけ、整備いたします。

次ページへ続きます 

公営墓地の予定地についても除染が終了し、平成29年度内の供用開始を目指して整備を進めてまいります。

大震災から7年目となる今年はこのように復興まちづくり計画(第二次)の具現化に向けた取り組みと併せて引き続き町民の皆さまの生活再建に努めてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

今年は西日本の日本海側で大雪に見舞われました。3月の声を聞くと春が近づいたような感じがしますが、まだまだ寒さの厳しい日々が続きます。お体に気をつけてお過ごしくださいようお願いいたします。

双葉町長 伊澤 史朗

介護サービス利用料等の免除期間延長のお知らせ

2月22日HP更新

介護保険サービス利用料(自己負担分)の免除期間が**平成30年2月28日**まで延長されることになりました。

また、引き続き介護保険被保険者証の提示により免除証明書の添付なしで介護サービスを利用することができます。

なお、第1号被保険者(65歳以上の方)の平成29年度分の介護保険料の減免継続については、決定次第お知らせします。

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0246-84-5205

「まちの話題～ブログふたばのわ～」から

風流とは…～県中地区自治会定例会～

2月12日(日)、県農業総合センター(郡山市)で県中地区自治会定例会が行われ、約50人が参加しました。

当日は、「一年間、健康であることを目指して、過ごしていきましょう」との自治会副会長のあいさつで始まりました。

続いて、お楽しみのプログラムはせんだん広場民謡愛好会による「花笠音頭」と「大黒舞」の披露です。軽快なリズムで踊る「花笠音頭」と愛嬌のある姿で踊る「大黒舞」に大きな拍手がありました。

踊りに続き、「大漁唄い込み」を愛好会の皆さんの力強い歌声に合わせて、参加された皆さんも一緒に歌いました。



最後は、皆さんお待ちかねの講演会です。

今回は三春町出身で芥川賞作家の玄侑宗久(げんゆう そうきゅう) 臨済宗福聚寺(ふくじゅうじ) 住職にお話しいただきました。

一時間の講演の中で、「風流」や「ご近所付き合い」などについて、お話をいただきました。



11世紀ごろ、「風流」とは「ゆらぐこと」。それは予想外(非日常的)な出来事による感動のことだそうです。予想外のいい出来事でも、悪い出来事でも、それらによる心のゆらぎが感動につながり、新たな自分に出会う。その経験を積み重ねることで何が起きても動じない生き方につながるようです。

「ご近所付き合い」については、インターネットの急速な普及により、特に都会では直接顔を合わせてのコミュニケーションが激減した現在、「名前を知っている」「あいさつをする」程度の知り合いであってもいい。その程度の「ご近所付き合い」があることで、震災時にも避難生活への対応に役立ったようです。

2つの言葉から、原発事故により避難生活をしている双葉町の皆さんに対して、見方、考え方によっては、新たな生活の場にはたくさんの感動場面(いいこと、悪いことの両方)がある。

またそこでの「ご近所付き合い」を適度にするすることで、少しずつでも今の生活がこれまでと違ったように見えることを伝えなかったのかもしれませんが。

その他にも、反対の意味を持つことわざを例に、両極端の事象を知ることが大切で、それを知ることで、人はそれぞれ直感で常識的な行動ができるなど、興味深いお話ばかりでした。

(取材：ふたさぼ 芳門、小幡)



富岡町からのお知らせ

医療費一部負担金免除期間の延長について

2月22日HP更新

国民健康保険被保険者および後期高齢者医療被保険者の医療費に係る一部負担金の免除期間が、平成29年9月30日まで延長されます。

平成29年3月1日以降、引き続き医療費免除を受けるためには、「被保険者証」と「一部負担金等免除証明書」を医療機関等の窓口で提示する必要があります。

なお、平成29年10月以降の取り扱いについては、決定次第お知らせします。

新しい「一部負担金等免除証明書」は、2月20日に簡易書留で発送しました

発送方法は下記のとおりです。

- ・国民健康保険被保険者……本人宛に発送(今回から、保険証と同サイズのカード型に変更)
- ・後期高齢者医療被保険者……本人宛に発送(従来どおり、A4サイズ)

こんな点にご注意ください

- ・配達時に不在の場合、不在票が投函されていますので、不在票を確認の上、郵便局へ再配達依頼をするか、指定の郵便局へ受け取りに行ってください。保管期間(7日間)が過ぎると、郵便物が役場に戻ってしまいますのでご注意ください。
- ・入院時食事療養費と入院時生活療養費の標準負担額および療養費(接骨院・あんま・マッサージ・指圧師・はり師・きゅう師による施術など)の一部負担金相当額の免除は、平成24年2月29日で終了しています。
- ・勤め先の健康保険などに加入の方は、勤務先または保険証に記載されている保険者へお問い合わせください。

国民健康保険とその他の健康保険などで二重加入している人は、早めに手続きを

国民健康保険の一部負担金等免除証明書が届いた方で、すでに勤務先の健康保険などに加入している方は、「国民健康保険被保険者証」と「国民健康保険一部負担金等免除証明書」は使用できません。必ず国民健康保険の脱退手続きを行ってください。使用した場合、町で支払った医療費(10割)を全額返還していただくこととなりますのでご注意ください。

問い合わせ

住民課 国保年金係

0120-33-6466

東日本大震災に係る全国健康保険協会の 平成29年3月1日以降の対応について

3月1日

協会けんぽおよび船員保険の加入者のうち、福島第一原発の事故に伴う警戒区域等の被災者にかかる、平成29年3月1日以降の医療機関における窓口での一部負担金（※1）の免除措置につきましては、次の区分に応じて取り扱うこととなりました。

なお、平成29年3月以降も医療機関等における窓口での一部負担金の免除措置の継続となる方には、更新した免除証明書を平成29年2月末にお送りしています。お手元に届かない場合は、お手数ですが都道府県の協会けんぽ支部までお問い合わせください。

対象区分	有効期限
居住制限区域または避難指示解除準備区域の指定が、平成28年4月1日から平成29年2月17日の間に解除されているまたは平成29年2月17日時点で平成29年3月末で解除されることが決定されている区域の上位所得層（※2）に該当する方	平成29年9月30日 （※3）
現に帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に指定されている区域の方	平成30年2月28日
旧緊急時避難準備区域の方（上位所得層（※2）に該当する方を除く）	
特定避難勧奨地点の指定を受けていた方（上位所得層（※2）に該当する方を除く）	
居住制限区域または避難指示解除準備区域の指定が、平成29年2月17日時点で解除されているまたは平成29年2月17日時点で平成29年3月末で解除されることが決定されている区域の方（上位所得層（※2）に該当する方を除く）	

（※1）被保険者とその被扶養者が保険医療機関・保険薬局および指定訪問看護事業者で受けた療養に係る一部負担金をいいます。

（※2）上位所得層とは、事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額が、53万円以上の被保険者をいいます。

（※3）平成29年3月以降、上位所得層から一般所得層（標準報酬月額50万円以下）に所得区分の改定が行われた場合は、改めて免除申請をしていただくことで所得区分の改定された月より免除措置の対象となり、一部負担金が免除されます。

問い合わせ

全国健康保険協会（協会けんぽ） 新潟支部 TEL 025-242-0260

原発事故による警戒区域等から 避難されている方に対する 高速道路の無料措置 4月以降の取り扱いについて

平成29年2月28日

平成24年4月1日から実施されています原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置については平成29年3月31日までとされているところですが、当面以下のとおり延長されます。

なお、通行時の利便性向上について、今後検討してまいります。

■延長期限

平成30年3月31日（土） 24時

※被災時に警戒区域等に居住されていた方が、被災後に運転免許証を更新された場合は、被災時の居住地が確認できませんので、別途「住民票の写し」や「被災証明書」など被災時の住所が確認できる書面が必要となります。

原発事故による母子避難者等の方に対する 高速道路の無料措置4月以降の取り扱いについて

平成29年2月28日

平成25年4月26日から実施されています原発事故による母子避難者等の方に対する高速道路の無料措置については、平成29年3月31日までとされているところですが、当面以下のとおり延長されます。

■延長期限

平成30年3月31日（土） 24時

問い合わせ

NEXCO東日本 お客様センター

TEL 0570-024-024 (ナビダイヤル) (24時間)

TEL 03-5338-7524 (PHS、IP電話のお客さま)

結 東日本大震災六周年追悼式典

— 今までの感謝とたすけあいながら先へ進む決意 —

東日本大震災から6年を迎える3月11日に、亡くなられた方々の鎮魂と、被災地の一日も早い復興を願い、追悼式典を開催します。

今回は、地震発生時刻に合わせて、午後2時46分に黙とうを捧げます。

また、追悼式典終了後には、温かく支えてくださった方々への感謝とこれからの決意を込めて、交流事業を開催します。

- とき **3月11日 土** 午後2時45分～3時45分
- ところ **総合福祉センター** 1階ロビー
- 主催 **さんじょう∞ふくしま「結」の会**
- 参加予定者 **市内の避難者、三条市民ほか**

午後2時45分 追悼式典

- ① 黙とう（午後2時46分）
- ② 追悼のことば
 - ・避難者代表
 - ・三条市長
- ③ 献花



午後3時15分 交流事業

- 「結」の会代表感謝のことば
- 三小相承会による追悼演奏



（昨年の追悼式典の様子）

3月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。				2日	3日	4日
				ひばり休み 浜通り配布		
5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
		ひばり休み	版画教室	ひばり休み 浜通り配布		東日本大震災 六周年 追悼式典
12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日
		ひばり休み	茶話会	ひばり休み 浜通り配布		

問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 午前9時30分～午後3時

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地)
浪江町	0243-62-0123	
双葉町	0246-84-5200	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
富岡町	0120-33-6466	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している 世帯数と人数(2017.3.1現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	27	61
原町区	5	8
南相馬市 計	32	69
浪江町	7	17
双葉町	3	6
富岡町	1	1
いわき市	1	5
郡山市	4	10
合計	48	108

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511